

荒川将来像計画 地区別計画 【葛飾区】

荒川の将来を考える協議会



NEXT ARAKAWA

2025 年 7 月 25 日

まえがき

区内を流れる荒川の下流部は、明治末期の 2 度の大洪水を契機として洪水からまちを守るために作られた人工の放水路ですが、完成して約 100 年経った現在では人工のものとは思えないほど、一つの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、さらには、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね 20～30 年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項等をまとめた「地区別計画」の 3 部構成となっています。これらの計画は、平成 8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書 1996（以降、全体構想書 1996）」及び「荒川将来像計画地区計画書（以降、地区計画書）」が策定されました。その後「荒川将来像計画 2010 推進計画（以降、2010 推進計画）」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画（以降、2010 地区別計画）」が策定され、沿川住民等の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書 1996」の策定から約 25 年、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」の策定から約 10 年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書 1996」、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」を改定する運びとなりました。

本「荒川将来像計画地区別計画（令和 7(2025)年〇月策定、以降、地区別計画）」は、「全体構想書 1996」及び「2010 推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、全体構想書）」及び「荒川将来像計画推進計画（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、推進計画）」として改定されたことを踏まえ、荒川下流部の沿川自治体（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）が沿川住民等と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項等をそれぞれ取りまとめたものです。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる

人の意見を踏まえ、沿川自治体が主体となって策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

葛 飾 区 長

国土交通省荒川下流河川事務所長

荒川将来像計画地区別計画〔葛飾区編〕（改定案）目次

1. 地区別計画とは.....	1-1
1.1. 地区別計画の位置づけ.....	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念.....	1-3
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して.....	1-3
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!).....	1-5
1.3. 検討体制.....	1-6
2. 荒川の川づくりの考え方.....	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割.....	2-1
2.2. 川づくりの基本方針.....	2-2
2.3. 土地利用計画.....	2-5
2.4. ブロック別計画.....	2-6
2.4.1. 現況土地利用.....	2-6
2.4.2. ブロック区分.....	2-7
2.4.3. ブロック別計画.....	2-11
3. 荒川の維持・管理の考え方.....	3-1
3.1. 基本的な考え方.....	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景.....	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題.....	3-2
3.1.3. 維持・管理の手法.....	3-2
3.2. 行政と沿川住民等の役割.....	3-3
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理.....	3-3
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理.....	3-4
3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理.....	3-4
3.2.4. 協働で行う維持管理.....	3-5
3.3. 河川敷の占用状況.....	3-6
3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み.....	3-8
4. 地区別計画の実施.....	4-1
4.1. 推進の仕組み.....	4-1
4.2. 地区別計画の周知.....	4-1
4.3. 地区別計画のフォローアップ.....	4-1
4.4. 地区別計画の変更プロセス.....	4-2

1. 地区別計画とは

第1章では、地区別計画の位置づけ、理念、検討体制など、地区別計画のあらましを示します。

1.1. 地区別計画の位置づけ

荒川将来像計画は、河川法等現行法制度の中で明確に位置づけられているものではありませんが、「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」、「荒川水系河川環境管理基本計画」における荒川下流部の河川環境の整備と保全に関する事項を具体化したものです。

今後、沿川自治体・国土交通省荒川下流河川事務所では将来像計画の主旨を踏まえて荒川の整備や維持管理を実施していきます。

地区別計画は、「推進計画」の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となって、それぞれの地区における今後概ね20～30年間の川づくりの取組と今後の維持・管理の方針を取りまとめたものです。

本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取組と沿川住民等との協働による河川管理を進めていくことを記載しています。

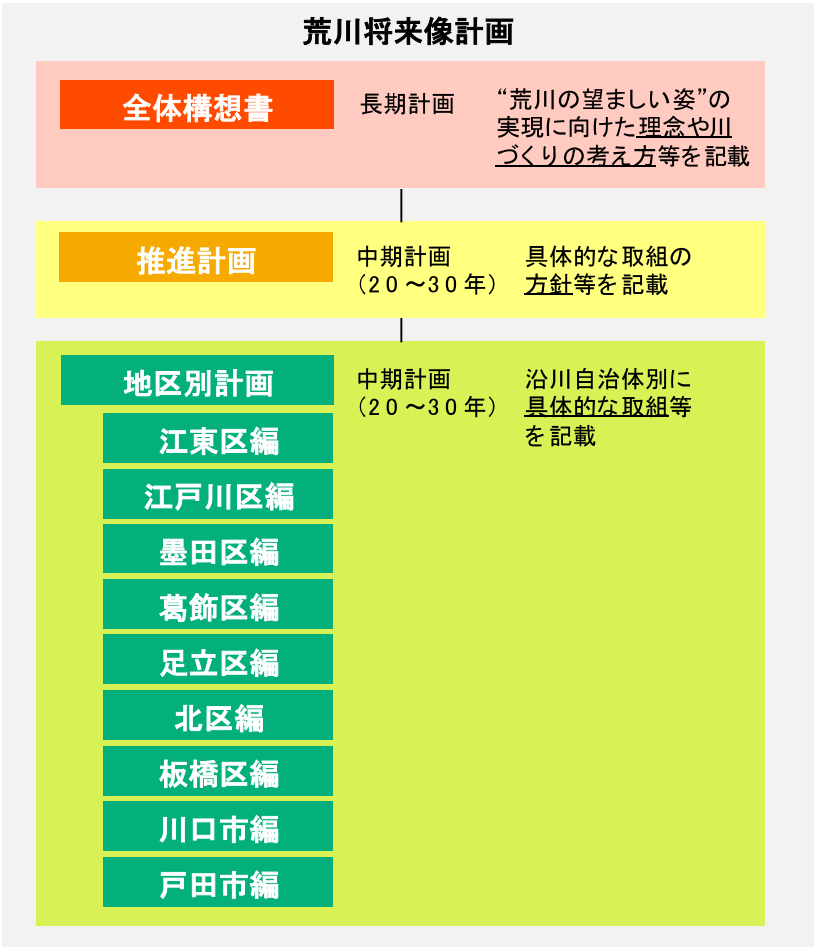


図 1-1 地区別計画の位置づけ

1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念

放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進むとともに、荒川下流部の河川敷においてもグラウンドや公園としての利用が進みました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、「貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい」という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。

一方で、令和元年東日本台風では、荒川下流部においては、大きな被害は生じなかったものの、洪水の恐ろしさを再認識することとなりました。

現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場等、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。

荒川将来像計画では、このような経緯を踏まえて、「川づくりの理念」を設定しています。

1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり” を目指して

「全体構想書」では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスの取れた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり” をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being な状態に変容していくことを目指していきます。

荒川下流部は、荒川及び隅田川沿江市街地を洪水被害から人命と財産を守ることを最優先とした人工放水路ですが、通水以来 100 年に及ぶ時間の中で、現在では、洪水の脅威からまちを守るだけでなく、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や、動植物が生息、生育、繁殖する自然環境の場など多様な機能が求められ、「放水路」から「川らしい水辺」に変容しています。

また、荒川下流部では、住民、企業、行政と連携し、にぎわい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目指していきます。

「地区別計画」では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・Well-Being な川づくり” を目指していきます。

●多くの生き物を育む荒川

(取組内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。

●河川空間の節度ある利用ができる荒川

(取組内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成するとともに、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

●安心して快適な暮らしができる安全な荒川

(取組内容)

水害から沿川住民等の生命と財産を守る治水事業を推進するとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

また、平常時より非常時を意識し、地震時を対象にした「防災施設活用計画」等を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場(リバーステーション)を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

●あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

(取組内容)

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民等と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。

●きれいで豊かな水が流れる荒川

(取組内容)

荒川本川の水質向上を目指し、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。

1.2.2. 流域治水 (River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Beingな川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

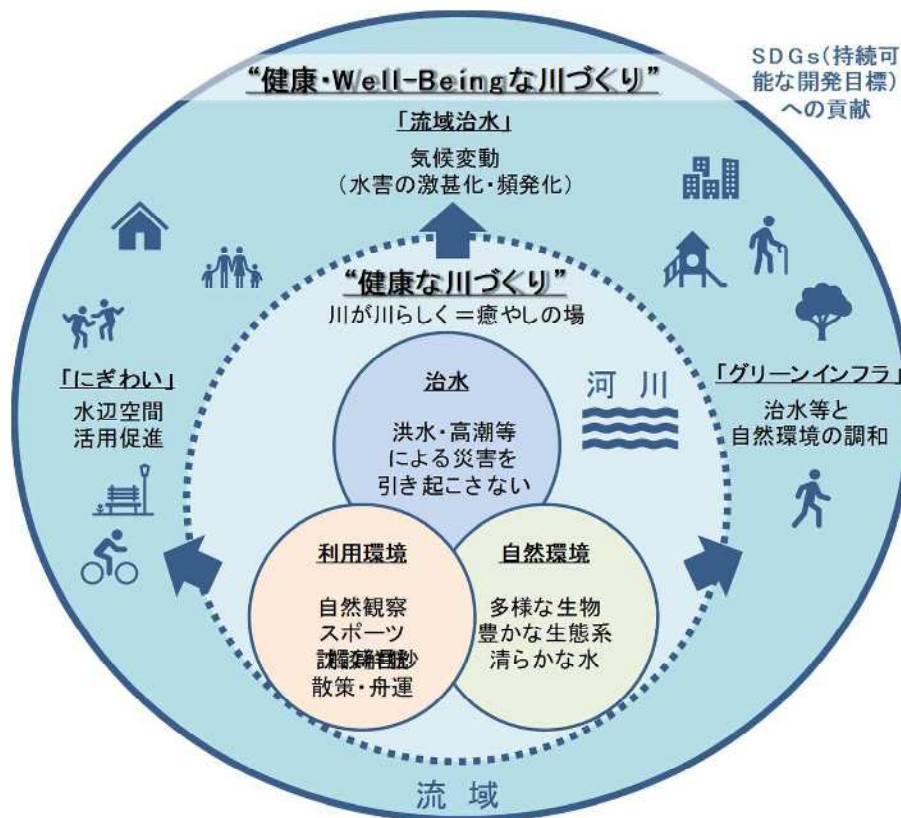


図 1-2 “健康な川づくり” から“健康・Well-Being な川づくり”へ

1.3. 検討体制

地区別計画は、沿川自治体及び荒川下流河川事務所により原案を作成したうえで、パブリックコメント・学識経験者からの助言、主たる占有者や沿川自治体からの意見聴取結果に基づき策定や改定を行います。

地区別計画策定後は、ブロックごとの取組内容の進捗状況の把握や、河川敷の利用状況等を把握するため、定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて内容の見直しを図ります。

なお、地区別計画のフォローアップ結果に応じて、今後の対応等を継続的に検討するものとします。

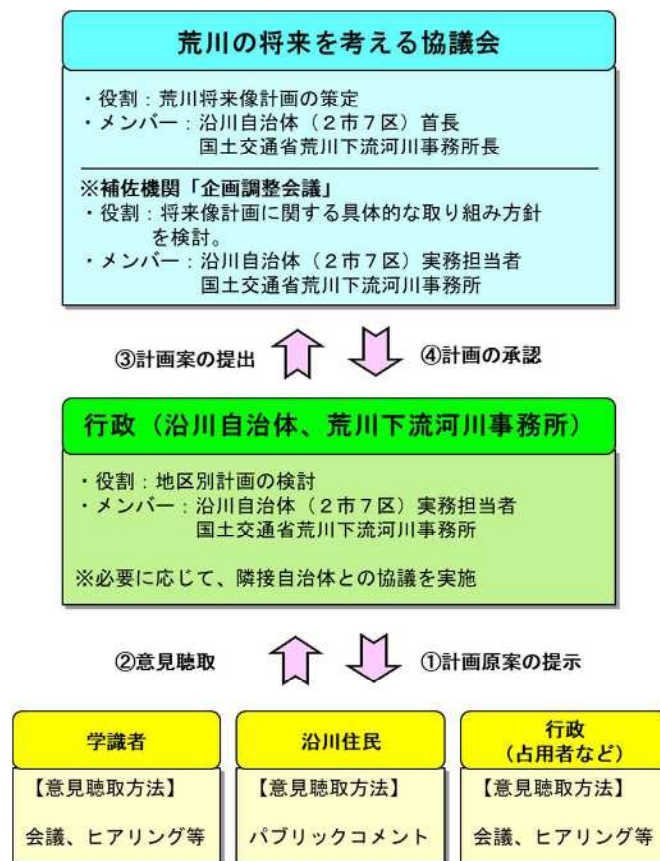


図 1-3 地区別計画の検討体制

2. 荒川の川づくりの考え方

地区別計画は、「荒川将来像計画」の策定からこれまでの整備の進捗状況、成果や課題を明らかにしたうえで、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。第2章では、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容を示します。

2.1. まちづくりの中での荒川の役割

葛飾区は、東を江戸川、西を荒川、綾瀬川、北を大場川・小合溜に囲まれ、さらに中央部に中川、新中川が流れる、まさに「川の手」と呼ぶにふさわしい水辺空間に恵まれた土地柄となっています。かつては、川との生活の関わりも深く、川によって育まれた地域文化もありました。

都市における河川、公園、緑地などは、美しい街並みの演出、区民のレクリエーション、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育空間、災害時の避難場所など、生活の質を高め、快適で安全な生活を営むうえで大変重要な役割を担っています。

このような都市における貴重なオープンスペースである水辺空間を活かしたまちづくりを進め、葛飾区が将来像として掲げる「みんなで作る、水と緑と人情が輝く暮らしやすいまち・葛飾」を実現していきます。

2.2. 川づくりの基本方針

●コンセプト

河川や水元公園等を生かし葛飾固有の文化や風土を尊重した、安全で親しみのある水辺空間の形成等、地域の個性に合った新しい「人と緑・川との関係」づくり
--

- ・ 緑とオープンスペースの保全・整備にかかる目標を掲げ、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用します。
- ・ 公園の適正配置を進めるとともに、地域特性や利用者ニーズに応じた特色ある公園の整備を図ります。
- ・ 河川沿いでは、周辺市街地と一体的な親水空間を整備し、水辺のにぎわいや魅力の創出を図るなど、川を生かしたまちづくりを進めます。
- ・ 生活の質の向上や地域の活性化の観点から、地域特性を生かした良好な景観形成を進め、都市のにぎわいや活力の創出を図ります。
- ・ 公園の整備などにあたっては、ワークショップを開催するなど、幅広い世代の地域住民の意見を取り入れる機会の充実に努めます。
- ・ 沿川市街地や公園の高台化等により、市街地と河川の一体的なまちづくりを推進し、河川へのアクセス性向上を図るとともに、河川や水辺と一体的な空間となる公園等を水と緑の拠点として整備します。
- ・ 河川・水辺の空間は、魅力的な親水空間として、機能の充実やネットワーク化を進めるとともに、水辺を活用した地域活動を支援する仕組みや船着場を活用した水上交通を検討するなど、河川沿いのにぎわいや魅力の創出を図り、身近に水辺に親しむことができる環境整備に努めます。
- ・ 河川や水辺と一体的な空間となる公園等を、水と緑の拠点として位置づけ、釣りや日光浴など河川環境を生かした様々なレクリエーション活動の拠点としての機能や、災害時の避難場所や河川を利用した支援物資の集配など防災活動の拠点としての機能の充実を図ります。
- ・ 治水や河川環境との調和に配慮しながら、散策路や親水テラスの整備などにより、快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進め、河川・水辺のネットワーク化を図ります。
- ・ 河川空間・水辺については、地域のイベント開催、清掃や植栽管理等への区民の参画を促進し、人々が集い、憩う、地域コミュニティの場として活用します。
- ・ 広大なオープンスペースである河川敷を生かしたにぎわいの創出を図るため、木陰により日陰を確保するなど、快適性や利便性の向上に資する施設等の充実を図ります。
- ・ 恵まれた本区の水辺空間を生かすため、河川や沿川地域にまつわる歴史・文化を紹介するサインや休憩施設等の利便施設を設置するなど、川と地域をつなぐ工夫を検討します。
- ・ 公園等の整備にあたっては、地域の自然植生の形成や生物が生息できる環境の創出に配慮します。
- ・ ワンド（池）などの静水域を適正に管理し、多様な植生の回復など、豊かな水辺の自然環境を創出して生物の生息・生育の場の形成を進めます。
- ・ 川沿いの散策路や親水テラスの整備など河川・水辺のネットワーク形成による親水機能の充実を図り、区民が憩い、やすらぎを感じられる景観形成を図ります。



小菅・堀切菖蒲園ブロック（堀切水辺公園）

2.3. 土地利用計画

荒川将来像計画では、荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、河川敷の土地利用を以下に示す6つに分類することとしております。

また、推進計画においては、現状の河川敷利用状況を踏まえながら、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていく「自然系ゾーン」、主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていく「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

地区別計画では、このゾーニングに基づき、現状の利用状況や沿川住民等の意見を踏まえ、以下に示す区分に従って水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分を設定します。また、土地利用計画の実施にあたっては、必要に応じて河川敷が隣接する若しくは対岸の自治体間での連携に留意することも検討します。

表 2-1 荒川将来像計画におけるゾーニングと土地利用区分の考え方

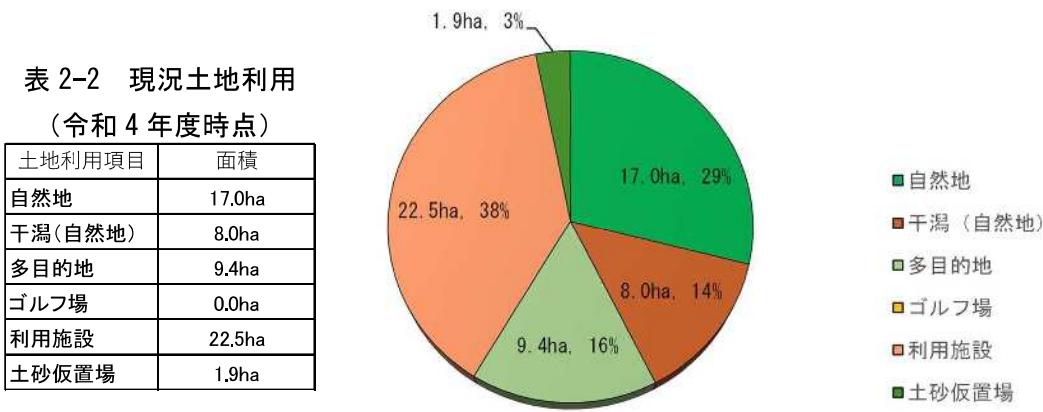
推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分	
			目的	利用例
自然系ゾーン 利用系ゾーン	自然 地	自然保全地	現存する自然環境を保全する (荒川の川らしい姿を形成するための整備・維持管理を実施)	モニタリング調査
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ (誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管理を実施)	自然体験活動、自然観察、釣り、散策、サイクリング、草摘み、虫取り
	利用 地	多目的地	多目的に利用 (誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施)	散策、サイクリング、ピクニック、球技以外のスポーツなどを含む誰もが自由に出入りできる緑地・公園・休憩施設等
		ゴルフ場	ゴルフに利用 (市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討)	ゴルフ
		土砂仮置場	治水整備に伴う土砂の仮置場として利用する (仮置場として利用しない場合は、自然度の高い場所として維持管理を実施)	河川工事の施行用地
		利用施設	グラウンド (各種競技場)	野球、サッカー、テニス、ゲートボール、陸上競技等
			その他	スポーツ以外の特定の目的で使用 利便施設(休憩施設、ベンチ・四阿(あずまや)、トイレ、駐車場)、船着場、緊急用河川敷道路等

2. 4. ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロックごとの整備の考え方を示します。

2. 4. 1. 現況土地利用

葛飾区の荒川河川敷は、河口から 5.7km～11.8km に位置しており、その低水路幅は約 200～300m です。河川敷の面積は、約 59ha であり、その内訳は自然地が約 25ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地が約 32ha、土砂仮置場が約 2ha となっています。



新小岩公園ブロック (葛飾あらかわ水辺公園)

2.4.2. ブロック区分

推進計画の基本方針や地先の立地特性を踏まえ、本地区の整備にあたってのブロック区分を行うと下図のとおりとなります。

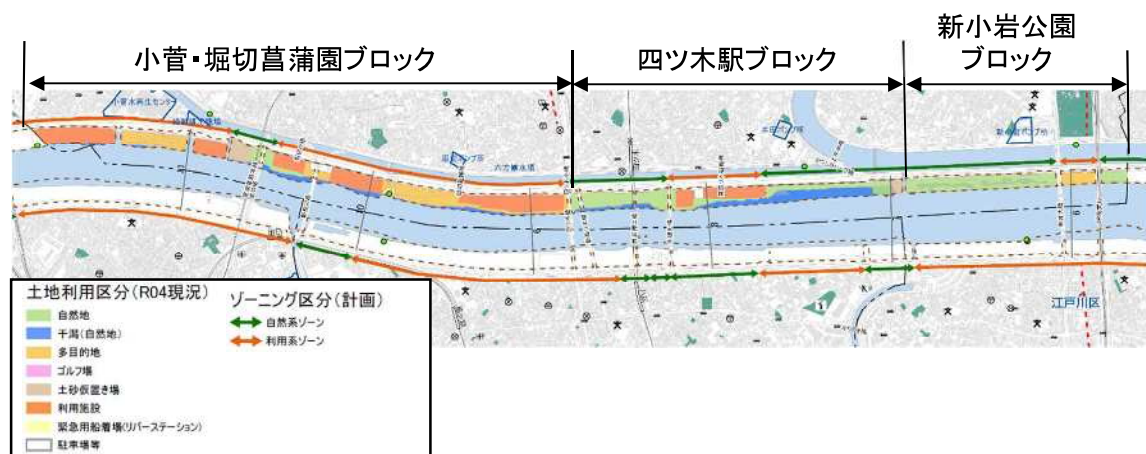


図 2-3 葛飾区基本計画から見た荒川のブロック区分

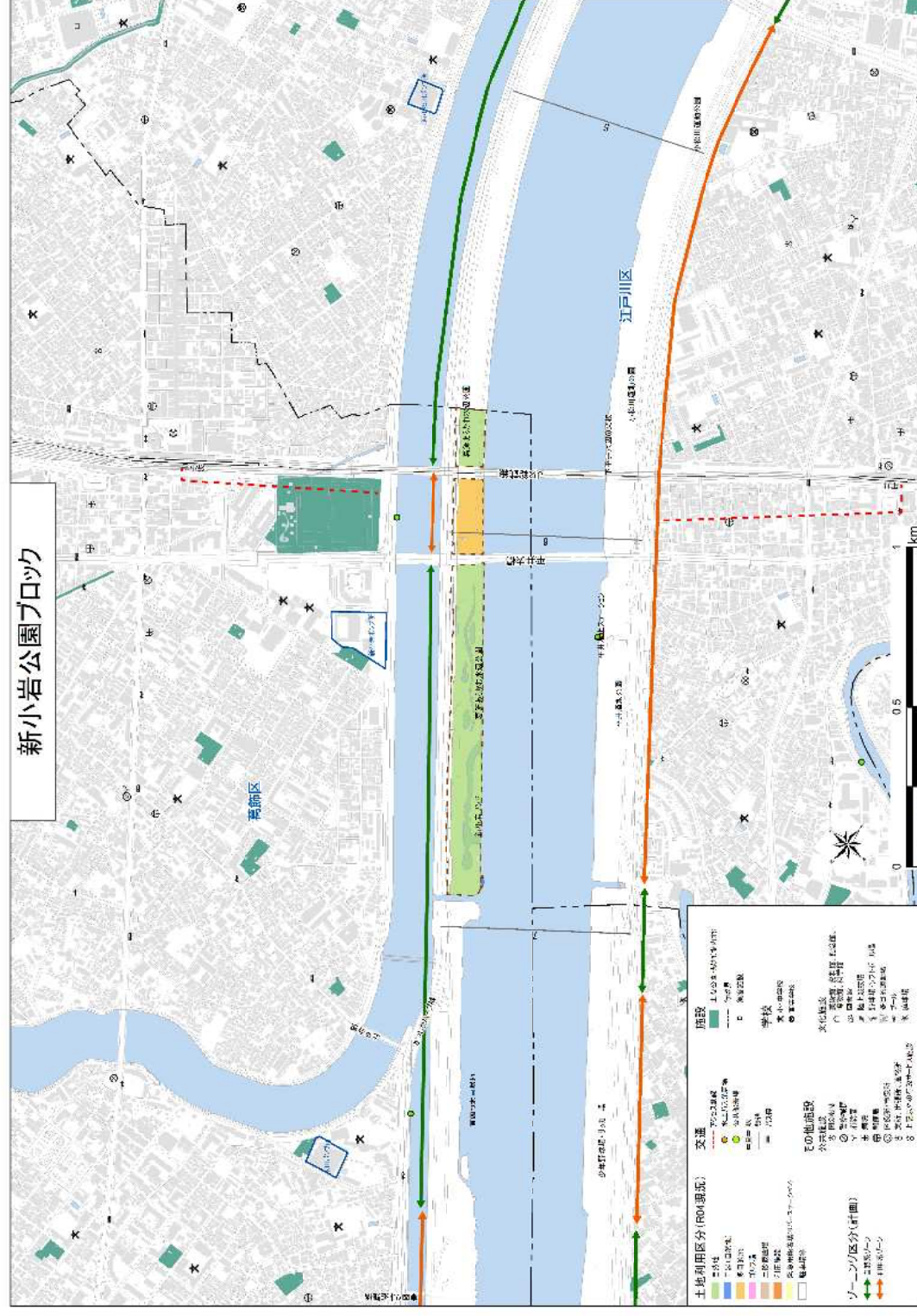


図2-4 現況の土地利用区分図(新小岩公園ブロック)



図 2-5 現況の土地利用区分図 (四ツ木橋ブロック)

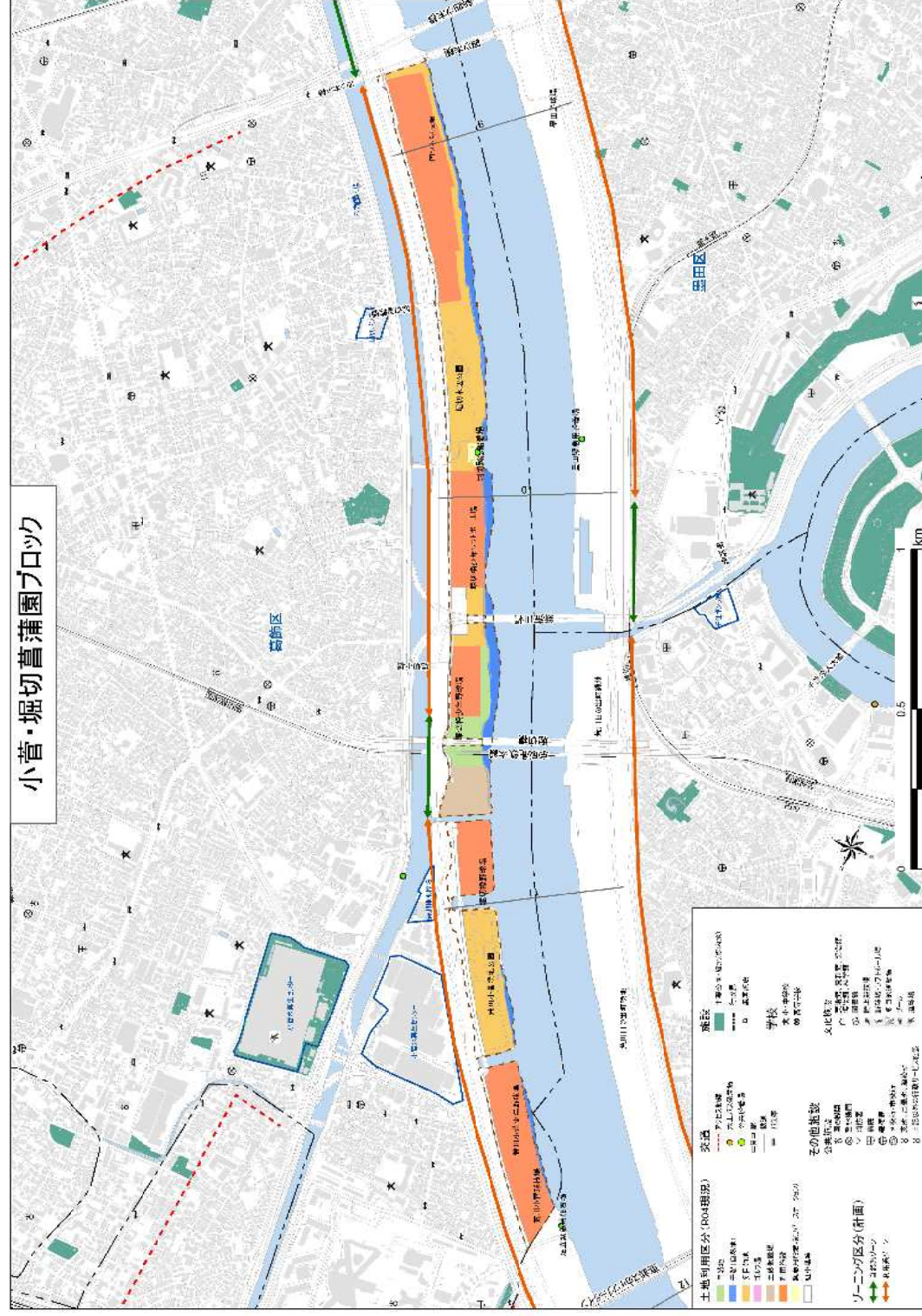


図 2-6 現況の土地利用区分図 (小菅・堀切菖蒲園ブロック)

2.4.3. ブロック別計画

(1) 新小岩公園ブロック

1) ブロックの概況

- ・ 本ブロックは、葛飾区の南西部にあたり、JR 総武本線新小岩駅が至近に位置します。（アプローチは、平井大橋からとなります。）。
- ・ 本ブロックは背割堤防で仕切られた中川と並走する区間であり、市街地側には、新小岩公園が整備され、周辺地域は、工場、住宅、商店が混在する密集市街地となっています。
- ・ 河川敷には、芝生系広場や自然地（ワンド（池））等を含む公園が整備されています。
- ・ 本ブロックには中川水門が整備されており、現在、荒川・中川の通船に使用されています。
- ・ 本ブロックは、避難場所に指定されています。
- ・ 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに利用されています。



新小岩公園ブロック付近の荒川（5.5km～8.0km）

2) これまでの成果

- ・ 河川敷利用のための「芝生系広場の整備」や中規模自然地として「原っぱ、ワンド（池）等の整備」を進めました。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・ 緊急用河川敷道路の整備をしました。
- ・ 葛飾あらかわ水辺公園においては、「多くの人が利用したいと思える魅力的な施設と、水辺や草花を身近に感じることができる自然環境を備えた公園」として、令和2年度より再整備事業を進めています。

3) 今後の取組課題

- ・ 新小岩公園ブロックの河川敷の大半にあたる葛飾あらかわ水辺公園について、施設の老朽化や現在の利用状況を鑑み、再整備事業を進めています。
この再整備にあたっては、従来の公園のコンセプトである「生き物と触れ合える公園づくり」を重視しながらも、継続できる維持管理のもとで広域からも多くの方に公園を利用いただけるよう、公民連携の仕組みについても検討しながら取り組んでいきます。

4) ブロック別計画

<ブロックの目標・整備方針>

- ・ 水際のヨシ原などを積極的に保全するとともに、自然環境を改善させる取組により、水辺の生物たちと触れ合える自然地を維持します。
- ・ 自然地は、大規模ワンド（池）等の適正な維持管理により生物多様性を高め、生物の生息環境を整えるとともに、野草広場等との連携により、川辺のレクリエーション空間となるよう配慮します。
- ・ 葛飾あらかわ水辺公園に再整備において、にぎわいと自然環境とが両立して存在し、エリア配置として段階的に調和が図られながら、にぎわい施設に訪れた方が現地の自然環境を体感して大切に思っていくような取組を目指します。

＜ブロックの取組内容＞

① 左岸

- ・ 平井大橋と中川水門の間に整備した大規模ワンド（池）や水路を活用し、葛飾ならではの汽水域の魚やクロベンケイガニ等の水生動物、オオヨシキリをはじめとするこの地になじみ深い鳥達の生息の場とします。
- ・ なだらかに造成された凹凸の原っぱの地形を生かし、生き物達の多様な生息環境として維持するとともに、散策者がのんびりできるくつろぎの空間として活用します。
- ・ 葛飾区の玄関口のシンボルとして、また、緑陰の場として高木の植栽を行います。植栽については、水辺の生物多様性を再生する観点から在来植物を中心に選定するとともに、樹高のほか、耐潮性や再生力などに配慮します。
- ・ ワンド（池）等の自然保全地は、安全面を配慮しながらできるかぎり人為的な管理を避け、荒川のもつ力により荒川下流部の生態系を保全していきます。
- ・ 利用地では、葛飾あらかわ水辺公園の再整備におけるにぎわい施設について、自然の中で楽しめる施設内容や運営を計画します。
- ・ 災害時の避難場所のあり方について検討していきます。
- ・ 以下のような管理を区、国土交通省、利用者が一体となって実施していきます。
→利用者には、持ち込んだごみを必ず持ち帰っていただくよう協力を求めています。
→住民ボランティア団体の方々の協力を求めています。

新小岩公園ブロック

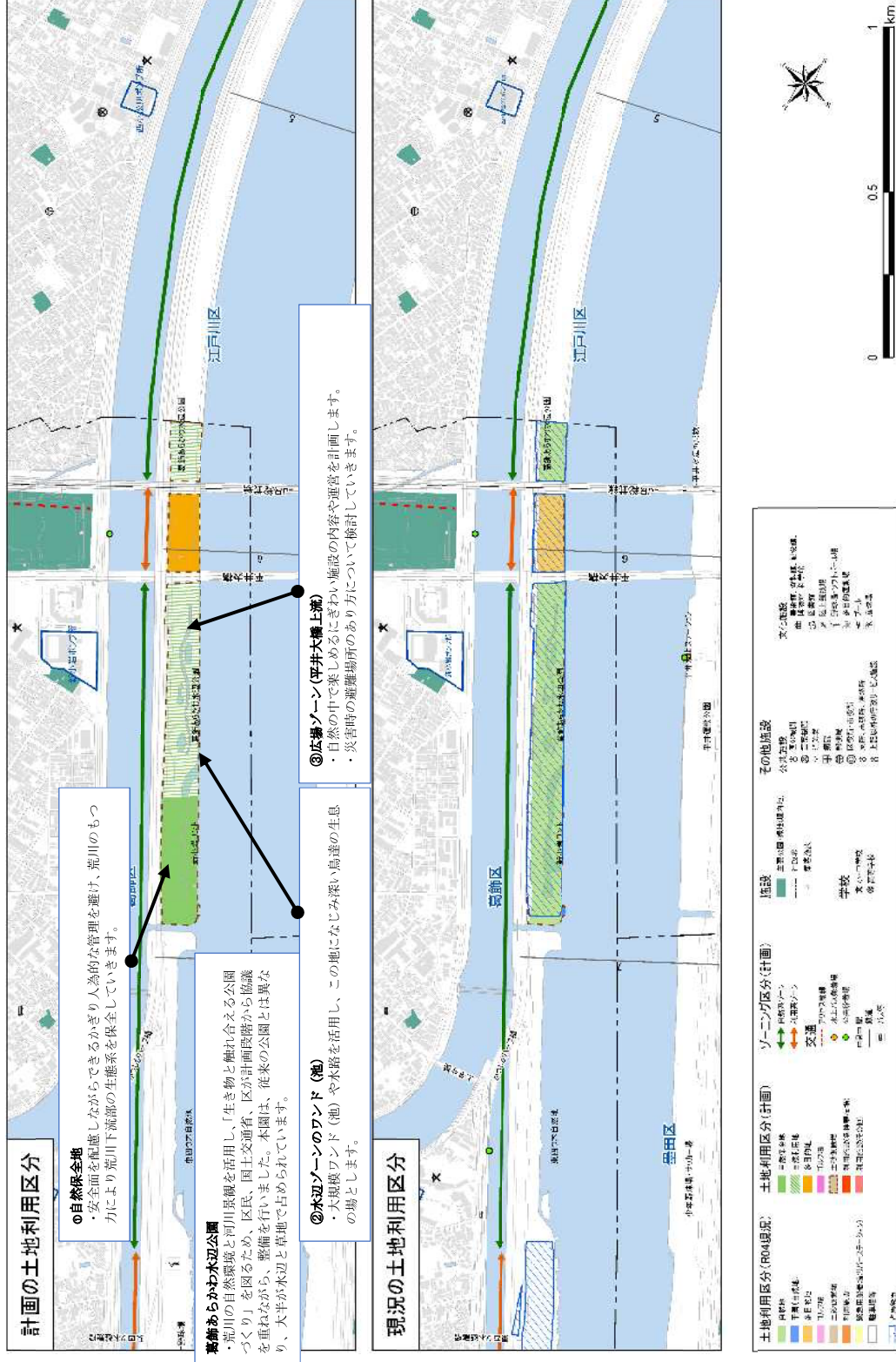


図 2-7 地区別計画の土地利用計画図

新小岩公園ブロック



(2) 四ツ木駅ブロック

1) ブロックの概況

- ・ 本ブロックは葛飾区内荒川のほぼ中流域にあたり、京成線四ツ木駅が至近に位置しています。
- ・ 本ブロックは綾瀬川と中川の合流部付近にあたり中堤を有するブロックで、市街地側は、町工場や商店、住宅地が混在する密集市街地となっています。
- ・ 河川敷利用としては、野球場及びサッカー場、駐車広場が整備されています。
- ・ 木根川橋周辺や中川水門付近は、大規模な干潟やヨシ原が広がっています。
- ・ また、本ブロックにはかつしかハープ橋が整備されており、自然を背景とした景観を形成しています。
- ・ 本ブロックは、避難場所に指定されています。
- ・ 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに利用されています。



四ツ木駅ブロック付近の荒川（7.25km～9.0km）

2) これまでの成果

- ・ 治水対策として、「堤防の耐震性向上、緩傾斜化及び緑化」「緊急用河川敷道路の整備」を進めました。
- ・ 河川敷利用のため「駐車広場」「野球場」「サッカー場」を整備しました。
- ・ 自然保全地の向上として「大規模自然保全地の形成」「大規模自然保全地の間にある野球場周辺の自然度向上整備」を進めました。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。

3) ブロック別計画

＜ブロックの目標・整備方針＞

- ・ 木根川橋周辺の干潟やヨシ原の生物多様性を高めるために大規模自然保全地として適正に保全していきます。

＜ブロックの取組内容＞

- ・ ブロック南側の大規模自然地は、コチドリやカワセミなどの多様な鳥類等の生息地として造成した複数のワンド(池)や干潟による多様な生息環境を保全し、サンクチュアリとしての環境を確保します。
- ・ 四ツ木駅から2つの大規模自然保全地と木下川薬師等を回遊する散策路を作ります。
- ・ かつしかハープ橋の眺望に配慮した見晴らしポイントなどの整備を行います。
- ・ 2つの大規模自然保全地の間に残された野球場周辺は、自然度を高めるなど大規模自然保全地との調和を図ります。
- ・ 災害時の避難場所のあり方について検討していきます。
- ・ 以下のような管理を区、国土交通省、利用者が一体となって実施していきます。
 - 利用者には、自然保全地への立ち入りは慎んでいただくよう協力を求めます。
 - 利用者には、持ち込んだごみは必ず持ち帰っていただくよう協力を求めます。
 - 住民ボランティア団体の方々の協力を求めます。
- ・ 区民やNPOなどと区、国土交通省とが連携しながら行う日常の維持管理やホームレス対策などの仕組みについて検討していきます。
- ・ 大規模自然地において、自然環境に影響を与えない範囲で人が荒川に親しむことができる方策について検討していきます。

四ツ木駅ブロック

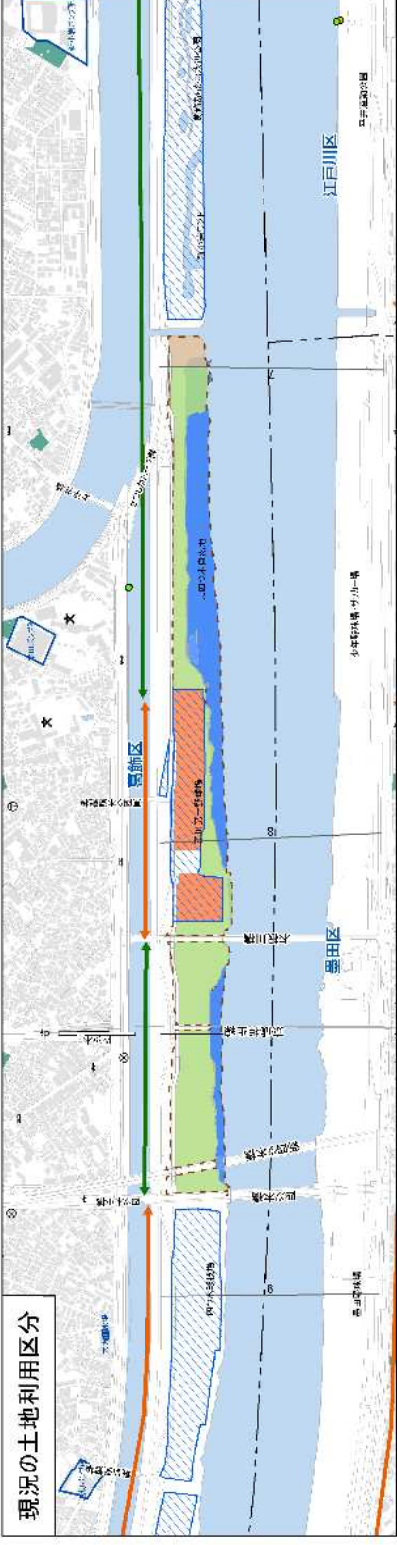
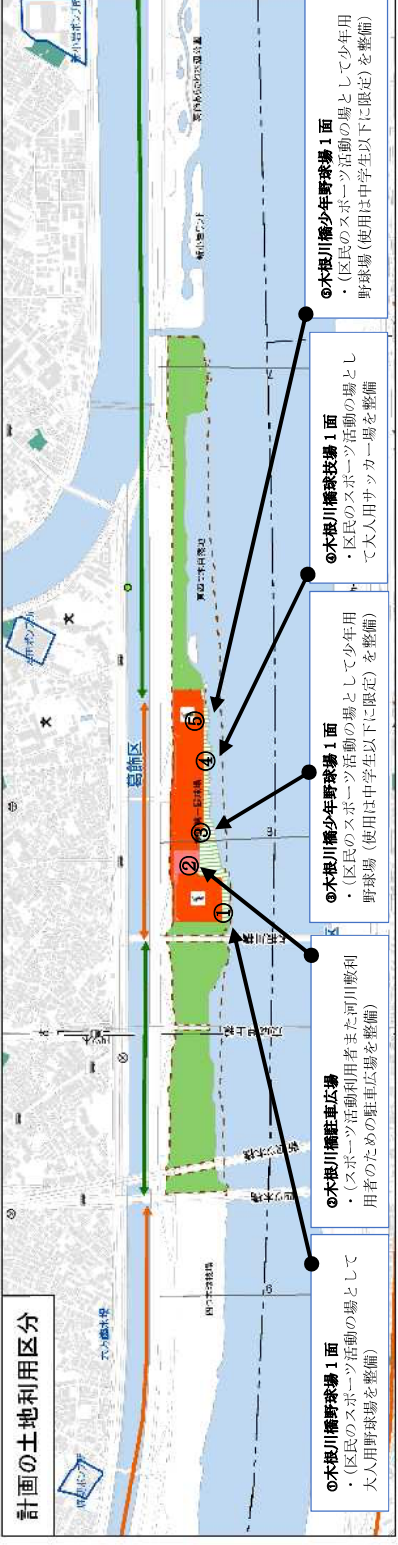


図2-9 地区別計画の土地利用計画図

四ツ木駅ブロック

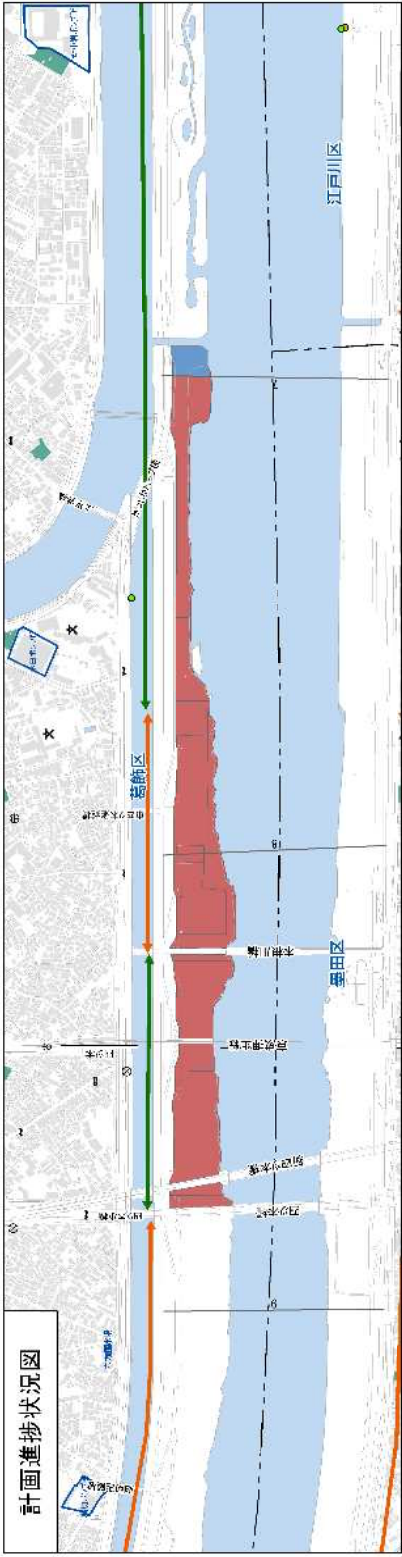
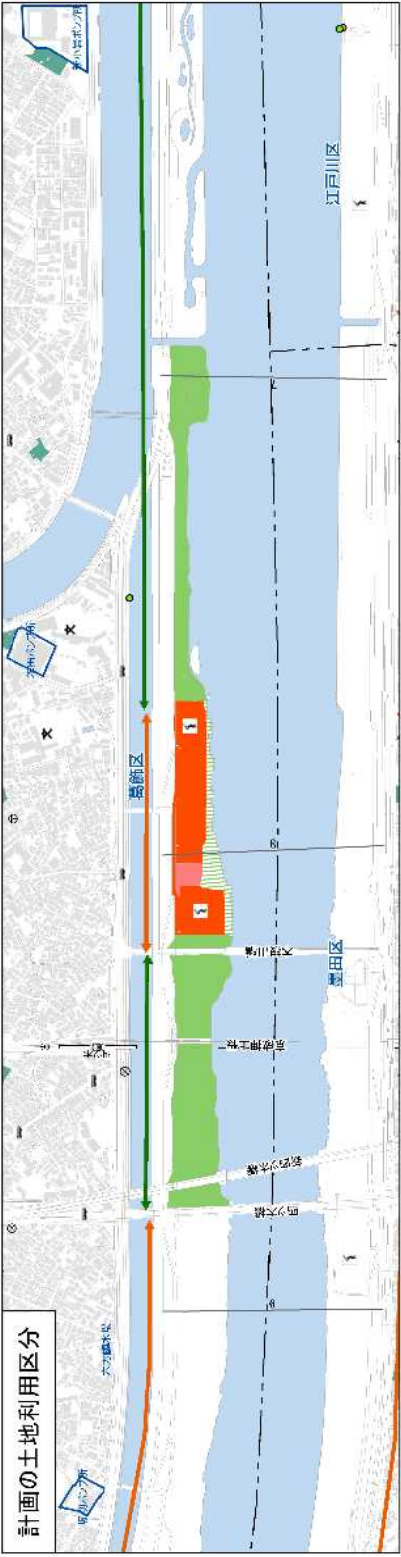


図 2-10 進捗状況図

(3) 小菅・堀切菖蒲園ブロック

1) ブロックの概況

- ・ 本ブロックは葛飾区内の荒川の上流域から中流域に位置し、京成線堀切菖蒲園駅及び四ツ木駅が近接しています。また、綾瀬川に沿って首都高速葛飾江戸川線があり、首都高速葛飾三郷線小菅ランプが至近に位置しています。
- ・ 本ブロック上流部は荒川と綾瀬川に挟まれた三角地で、小菅水再生センターや東京拘置所等の施設が立地しています。
- ・ 中流部沿川には区の名所である堀切菖蒲園が立地し、その付近は住居地域と準工業地域からなる密集市街地となっています。
- ・ 市街地側には小菅東スポーツ公園や小菅西公園が整備されており、河川敷のスポーツグラウンドや、公園等と併せ、本区のスポーツ・レクリエーションの地域となっています。
- ・ 水際は干潟、ヨシ原が発達しています。
- ・ 本ブロックは、避難場所に指定されています。
- ・ 本ブロック中流部の堀切菖蒲園付近には、船着場が整備されています。
- ・ 洪水被害が多い綾瀬川の治水安全度を向上させるため、堀切菖蒲水門の新設と併せ、綾瀬排水機場のポンプの増設を行いました。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、河川敷に光ファイバーが敷設されています。



小菅・堀切菖蒲園ブロック付近の荒川（8.5km～12.0km）

2) これまでの成果

- ・ 治水対策として、「堤防の耐震性向上対策、緩傾斜化及び緑化」「緊急用河川敷道路の整備」を進めました。
- ・ 河川敷利用のため「スポーツグラウンドの整備」「にぎわい広場の整備」「堀切菖蒲園駅～堀切菖蒲園～水門の歩行者の動線の整備」「野草系広場の形成」「高水敷から小菅西公園へのアプローチの整備」を進めました。
- ・ 自然保全地の向上として「中規模自然保全地の形成」「既存グラウンド～水際部を緑のコリドーとして整備」を進めました。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・ 堀切菖蒲園船着場（堀切リバーステーション）の整備をしました。
- ・ 堀切菖蒲水門の新設及び綾瀬排水機場のポンプの増設をしました。

3) ブロック別計画

＜ブロックの目標・整備方針＞

【堀切菖蒲園地区】

- ・ 市街地と河川敷とのアクセスの充実を図るとともに、堀切菖蒲園と河川敷の広場・施設等との連携による地域一体となった水辺の風景づくりを図ります。
- ・ また、水際の干潟・ヨシ原や河川敷の草原を保全し、生物多様性の向上を図り、グラウンド等と調和させていきます。

【小菅地区】

- ・ ブロックの各施設を連携させ、堤内外一体となった“公園ゾーン”を形成していきます。
- ・ 市街地側は住宅と工場等が混在する密集市街地であるとともに、河川敷はスポーツ広場等が整備されていることから、比較的緑が少ない地区であるため、グラウンド間に小規模自然保全地を設置することで、緑と緑をつなぎ、小動物の移動、生息空間の確保を図ります。

＜ブロックの取組内容＞

【堀切菖蒲園地区】

- ・ 中規模自然保全地の水際部のヨシ原は、できるだけ人手を加えずに保全していきます。
- ・ グラウンド部は、水際部やグラウンド間を活用して、緑のコリドーとして連続させ、昆虫等の移動・生息空間として保全していきます。
- ・ 堀切菖蒲園駅～堀切菖蒲園～堀切菖蒲水門の歩行者の動線を整備します。堀切菖蒲水門付近の船着場を利用し、水上バスや渡しによる浅草方面や千住方面との連携を図ります。これらは災害時の避難路、物資輸送にも活用できます。
- ・ また、堀切菖蒲園と堀切菖蒲園駅との間にある商店街の魅力を高め、荒川へのアプローチとしていきます。併せて、水門、玄関広場、船着場等を巡る周遊動線を設けます。
- ・ 災害時の避難場所のあり方について検討していきます。
- ・ 以下のような管理を区、国土交通省、利用者が一体となって実施していきます。
 - 利用者には、持ち込んだごみは必ず持ち帰っていただくよう協力を求めます。
 - 水際部には、上流からのごみが付着しやすいので、区及び国土交通省はごみの撤去に努めます。

→住民ボランティア団体の方々の協力を求めます。

【小菅地区】

- ・ 荒川小菅緑地公園、小菅西公園及び小菅東スポーツ公園の公園間の連携強化を図り、河川敷と住宅側の各公園が一体となった公園ゾーンの創出に努めます。
- ・ 公園や河川敷の利用活性化を図るため、公園施設の機能充実に努めます。
- ・ 災害時の避難場所のあり方について検討していきます。

小菅・堀切菖蒲園ブロック

計画の土地利用区分

- ① 荒川小菅緑地公園
 - ・「空と緑を感じ、開放的になること」がテーマに、昭和62年に開園。緊急用河川敷道路整備に伴い、「荒川将来像計画」に基づき、平成15年に再整備しました。
- ② 荒川小菅野球球場2面
 - ・区民のスポーツ活動の場としてサッカークラウドフィールドを整備しました。
- ③ 荒川小菅野球球場1面
 - ・区民のスポーツ活動の場としてサッカークラウドフィールドを整備しました。
- ④ 堀切橋フットサル球場2面
 - ・区民のスポーツ活動の場としてフットサル球場を整備しました。
- ⑤ 堀切橋フットサル球場1面
 - ・区民のスポーツ活動の場としてフットサル球場を整備しました。
- ⑥ 堀切橋少年ソフトボール球場1面
 - ・区民のスポーツ活動の場として少年用ソフトボール場（使用は中学生以下に限定）を整備。
- ⑦ 堀切橋少年野球球場4面
 - ・区民のスポーツ活動の場として少年用野球球場（使用は中学生以下に限定）を整備。
- ⑧ 堀切水辺公園
 - ・「荒川の源を所づくり」をテーマに、人と自然が共生できるにぎわい空間を創出するとともに、荒川の自然を保全するための自然地を整備しました。
- ⑨ 堀切水辺公園
 - ・地域の区民の方々が自主管理で維持管理を行っており、堀切菖蒲園に近いことから、堀切第二菖蒲園とも呼ばれています。
 - 堀切菖蒲園敷着場（堀切リバーエーション）
 - ・公園内に整備された船着場は、緊急時はもとより、平常時においては、本区の新たな玄関口となっています。
- ⑩ 四つ木橋野球球場1面
 - ・区民のスポーツ活動の場としてサッカークラウドフィールドを整備。
- ⑪ 四つ木橋野球球場6面
 - ・区民のスポーツ活動の場としてサッカークラウドフィールドを整備。

現況の土地利用区分

土地利用区分(R04施設)

- 公園
- 体育施設
- 文化施設
- 学校
- その他施設

ゾーニング区分(計画)

- 公園
- 体育施設
- 文化施設
- 学校
- その他施設

建設

- 公園
- 体育施設
- 文化施設
- 学校
- その他施設

その他施設

- 公園
- 体育施設
- 文化施設
- 学校
- その他施設

0 0.5 1 km

2-25

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画」の実現を目指し、これまで沿川住民等と沿川自治体で協議を行い、各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も引き続き沿川住民等と沿川自治体・荒川下流河川事務所との協働による荒川将来像計画の推進がますます重要です。

以上を受け、第3章では、沿川住民等と沿川自治体や荒川下流河川事務所のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1. 基本的な考え方

3.1.1. 維持・管理の検討背景

地区別計画は、全体構想書や推進計画の方針に従い、沿川自治体ごとに概ね20～30年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、沿川住民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適正に管理していくことが一層重要となってきます。

また、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。一方で、住民活動の継続的な実施に向けては、ボランティアの高齢化と後継者が育たないことが課題として挙げられ、荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりが重要です。

さらに、これからの川づくり計画は、単に作るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。今後は、更に多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指し、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業等あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2. 維持・管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていないなかったこと等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、洪水時の漂着ごみの放置や不法居住、ごみの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷における利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

また、利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ごみの不法投棄、ノーリードでの犬の散歩・糞の放置等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3. 維持・管理の手法

沿川住民等に多種多様に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2. 行政と沿川住民等の役割

沿川住民等と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と住民活動の役割分担を明確化し、沿川住民等が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「住民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため荒川下流河川事務所は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取組を行います。

沿川自治体は河川敷を利用する沿川住民等への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取組を行います。

沿川住民は公共空間である荒川河川敷において、ごみを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理

河川管理者（荒川下流河川事務所）は、荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策としては、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

また、荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校を治水・防災、まちづくり、自然体験等の教育の場として活用し、持続可能な社会の人材づくりを進めます。具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携を深めていきます。

3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理

沿川自治体は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては大別して公園（自然地含む）とグラウンド部分の2つからなり、各々について以下のような維持管理をしていきます。

公園（自然地含む）については、ごみの清掃、除草やヨシの刈り取り、花壇管理、ベンチ等の施設の修繕を行います。

樹木については、剪定や健全度調査をするなど、ある程度人の手をいれた維持管理をしていきます。

グラウンド部分については、芝刈りやトイレ、ごみ等の清掃を行い、適切に維持管理をしていきます。

3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理

沿川住民が行う維持管理としては、通常時における節度のある利用（ごみは捨てない、マナーを守った利用）による適切な管理が期待されます。

また、ボランティアや団体活動の取組としては、動植物調査等による情報提供、外来種の駆除、クリーン活動、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動、ワンド（池）・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などの河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

これらの維持管理を持続的に実施していくうえでは、人材と活動費用を集める仕組みづくりも重要であると考えます。

沿川住民がこれらの活動に参加いただくためには、河川管理者と活動団体、荒川水辺サポーター等をつなぎ、HP等で活動状況の発信等を行うことで、参加者がより参加しやすい環境を作っていきます。

維持管理や活動の資金の調達のためには、ESG投資のように持続可能な環境のための活動等に対して寄付や資金提供いただくことが考えられます。

このような民間資金を活用した住民活動、環境保全、維持管理も見据えて、引き続き検討していきます。

3.2.4. 協働で行う維持管理

荒川の良い河川空間を維持管理することは荒川下流河川事務所、葛飾区、沿川住民等それぞれが単独では行うことができません。お互いの役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすとともに、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

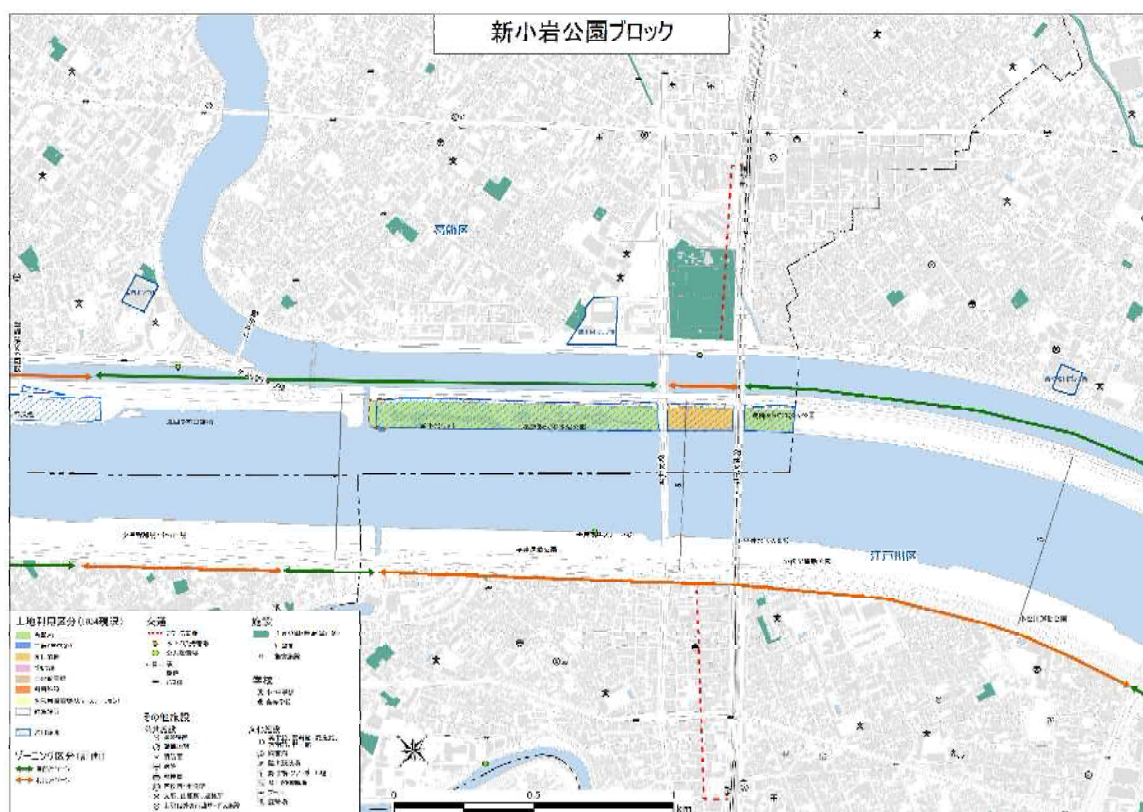
荒川下流河川事務所、葛飾区及び沿川住民等の役割分担の例を以下に示します。

表 3-1 維持管理の役割分担（例）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	荒川下流 河川事務所	沿川自治体	沿川住民等
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		○
維持管理水準を維持するために実施すべき対策			
○河川敷の清掃管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
高水敷の占用施設の除草・大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	○
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国と連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
洪水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	○
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究		○	
維持管理のための活動支援（用具提供など）	○	○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）	○	○	○
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	○

3.3. 河川敷の占用状況

葛飾区の占用状況は、図 3-1～図 3-3 のとおりです。占用区間については、前項の「3.2 行政と沿川住民等の役割」を踏まえ、図 3-4 に示す維持管理のイメージに沿って維持・管理を行います。



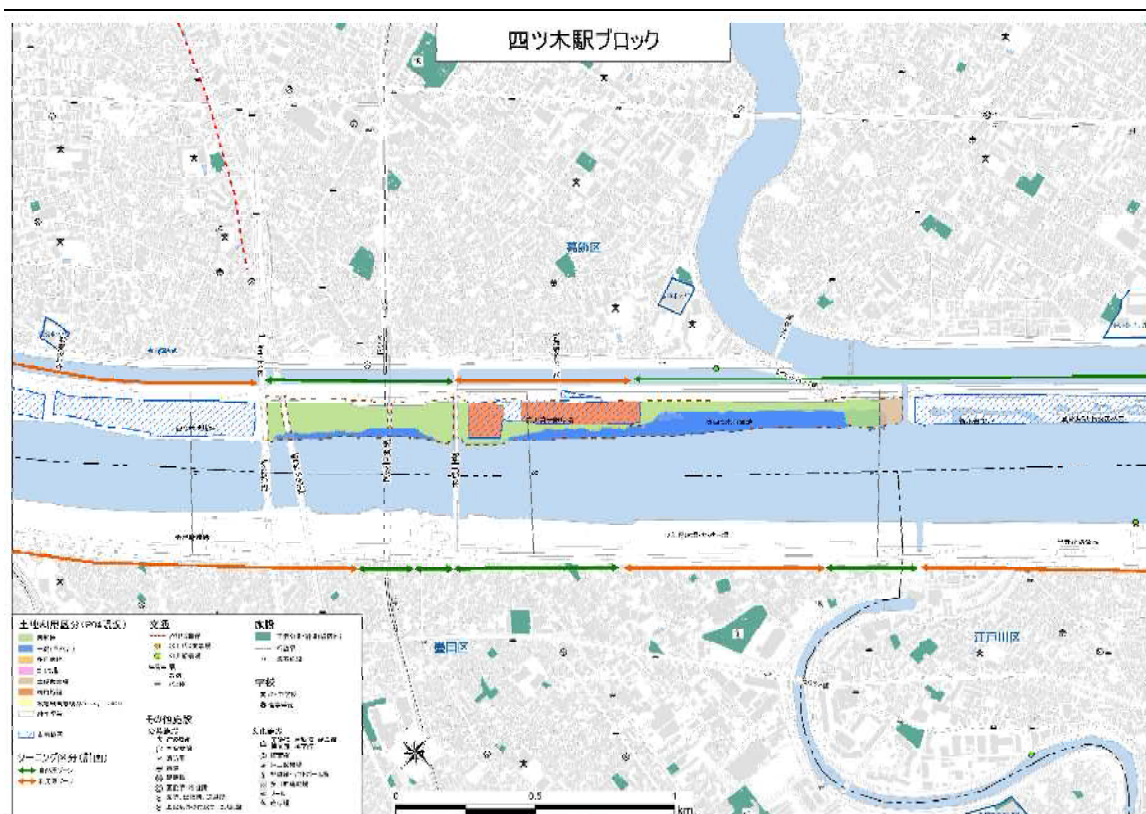


図 3-2 占用状況図（四ツ木橋ブロック）

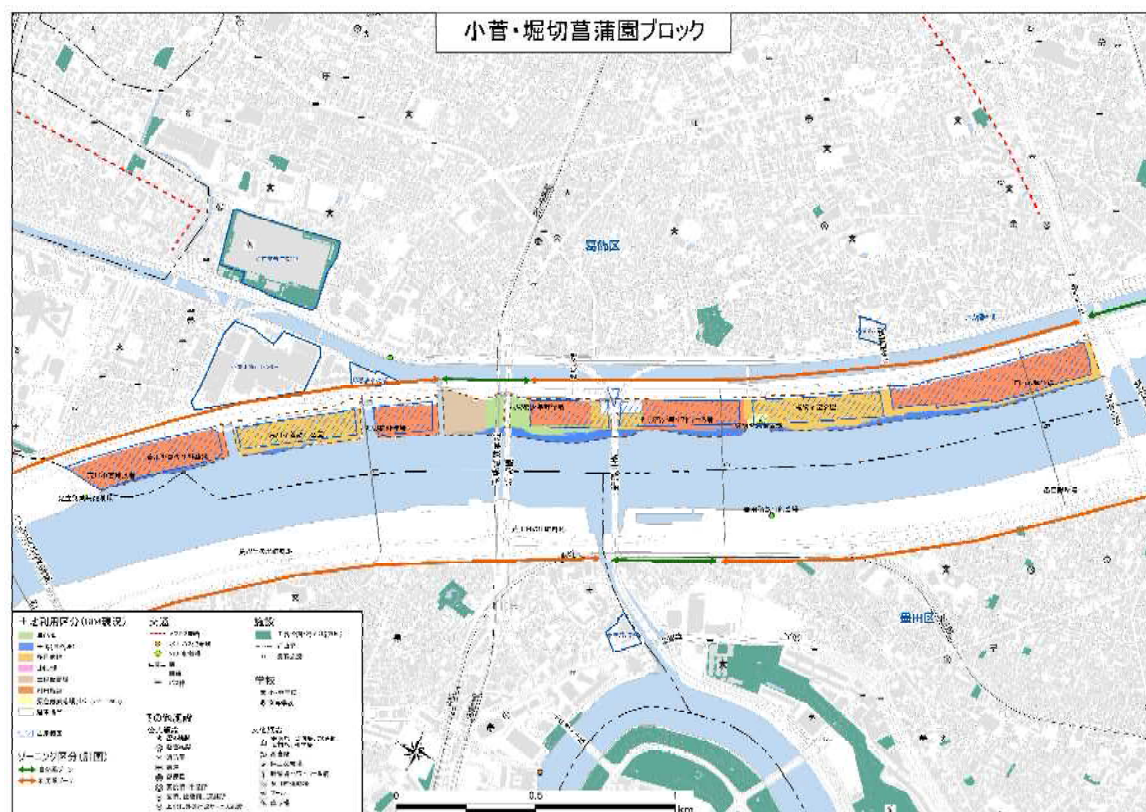


図 3-3 占用状況図（小菅・堀切菖蒲園ブロック）

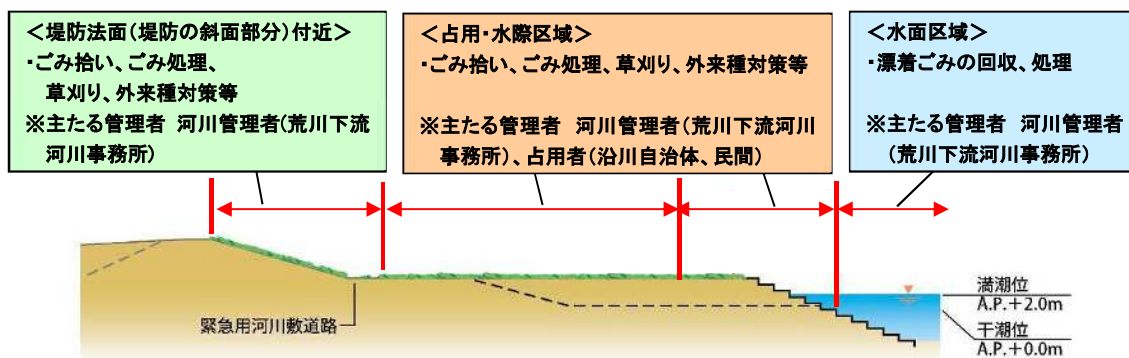


図 3-4 河川敷における維持管理のイメージ

3. 4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な沿川住民等による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する沿川住民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と沿川住民等の連携のもと、将来にわたり継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる住民活動への支援を推進する必要があります。

葛飾区では自らできる川づくり支援のメニューを表 3-2 のとおりとし、荒川下流河川事務所と共に取り組んでいきます。

表 3-2 沿川住民等が自らできる川づくり支援の取組内容

No.	取組	内容	担当部署
1	市民活動の場の提供	知水資料館の3階を開放して、活動の場を提供する。	国：荒川下流河川事務所 地域連携課
2	ボランティア保険加入のサポート	区民がゴミ拾いや自然観察を行う際の保険加入。	葛飾区：総務部総務課（保険）
3	資機材の提供 （いつでもできるゴミ拾い）	軍手、ゴミ袋等の提供とゴミ収集を行う。	葛飾区：教育委員会事務局生涯スポーツ課
4	河川敷を利用しているスポーツ団体や河川沿いに隣接している公共施設等との連携	河川敷を利用しているスポーツ団体や河川沿いの公共施設等と連携して良好な河川環境の維持に努める。	葛飾区：教育委員会事務局生涯スポーツ課
5	市民活動に対するインセンティブの付与	公益的な市民活動に対して社会貢献等の表彰制度を設置する。	葛飾区：総務部総務課（自治功労者表彰）

4. 地区別計画の実施

地区別計画は、各地区における概ね 20～30 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。推進するにあたっては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域と共に地区別計画を推進していける仕組み、計画変更プロセス及びフォローアップ方法を示します。

4.1. 推進の仕組み

地区別計画はこれまで、沿川住民等との議論を踏まえて、「荒川の将来を考える協議会」によって計画の策定・推進を図ってきました。

計画の更なる推進に向けては、今後も地域との協働により地区別計画の取組を推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

計画の推進体制は、地区別計画の策定主体である沿川自治体と河川管理者だけでなく、「沿川住民・活動団体等」と「行政」が連携・協働のうえで整備や維持管理を実施していきます。

4.2. 地区別計画の周知

地区別計画を沿川住民等と行政の連携・協働のもと推進するためには、本計画を沿川住民等に広く周知していく必要があります。このため、荒川下流河川事務所・沿川自治体 HP への掲載による計画の周知・広報を推進します。

4.3. 地区別計画のフォローアップ

地区別計画では、計画の進捗状況などを経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。

4. 4. 地区別計画の変更プロセス

フォローアップ等を踏まえ、将来像計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合、社会情勢の変化に対応する場合、新たなニーズや課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

● お問い合わせ

荒川の将来を考える協議会 事務局

葛飾区役所 都市整備部 調整課

TEL : 03-5654-8374

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課

TEL : 03-3902-2311

荒川下流河川事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>
